

## SNS をきっかけとした怪しい副業

「簡単に稼げる」「気軽に始められる」と強調するインターネット広告やSNSの情報で、一切の負担なく収入が得られるとして副業を勧誘し、商品等を契約させる手口について、複数の相談が寄せられています。そこで、その事例をもとに、被害の未然防止と契約の注意点をご紹介します。

### 【事例1】50歳代 女性（士別市）

スマホで副業を検索し、SNSから「いいね」をして、その画像を送付することで、1件につき100円～500円の収入が得られるとあり、副業サイトに登録した。事業者の指示でメッセージアプリに登録し、名前・住所・健康保険証の写しを送信。業務に必要なアプリをダウンロードすると、自身の銀行口座がアプリ内に作成された。事業者から口座に入金した額の30%が収入になると説明され、3万円を入金し画像を複数回送付すると説明どおり30パーセントを加えた3万9千円が振り込まれ出金した。その後疑いもせず収入を得るために指示どおり、次々とお金を振り込んだ。

### 【事例3】30歳代女性（士別市）

動画投稿サイトに掲載されていた広告に「西洋占星術・タロット占い！フリマアプリに広告し高収入」と掲載があり興味を持ち、メッセージアプリに登録した。テキストが高額であったが、講座修了後に収入が得られればと思い申込み495,000円をクレジットカードで決済した。お試し講座として簡単なテキストが送付され、ウェブ会議方式で参加したが、講座の内容が理解できず解約したい。クーリング・オフすることができるか。

事例1については、お金の振込先が個人名であり、事業者の特定が難しく、警察に被害届を提出し「振り込め詐欺救済法」に基づき、振り込んだ銀行口座の凍結を実施しました。

### ■広告や勧誘の文言をうのみしない

インターネットで「副業」や「在宅ワーク」と検索して表示されるサイトのなかには、「負担なく収入が得られる」などとうたっていても手続き費用など高額なお金を請求するサイトが紛れている場合がある。

### ■個人情報や身分証明書は安易に渡さない

「副業を始めるには、運転免許証や健康保険証などの身分証明書が必要」と言われ、それらの画像を相手に送付させられるほか、名前・住所・生年月日・電話番号・銀行口座・クレジットカード番号等の個人情報を伝えることで後にトラブルとなる可能性があります。

### ■クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります

事例2については、送付された契約書面にはクーリング・オフ（無条件での契約解除）の記載があり、簡易書留ハガキにより解約の手続きをしたことで無事495,000円が返金されました。訪問販売・電話勧誘販売等の契約では、クーリング・オフ（無条件での契約解除）ができますが、通信販売は適用されません。

### ■1人で悩まず早めに、士別地区広域消費生活センターに相談しましょう

### 消費生活相談専用ダイヤル (0165) 23-3820

午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

■事業者と消費者間の契約に関するトラブルや、消費生活で悩んでいる方専用  
来所相談、電話相談、電子フォームでのご相談も受けています

（右記アドレスからアクセスし相談内容を入力）→<https://www.harplg.jp/MiYr#Nqj>

